

小田急高架事業認可取消訴訟最高裁大法廷 平成17年12月7日判決

石崎 誠也

はじめに

本稿は、2005(平成17)年12月7日に出了た小田急高架事業認可訴訟最高裁判決⁽¹⁾について検討しようとするものであるが、同判決の論点のうち、鉄道事業認可に対する事業予定地周辺居住者の原告適格に関する部分に限ることとする。付属街路事業に対する原告適格の問題は、違法理由の

(1) ジュリスト1310号48頁、判時1920号13頁、判タ1202号110頁等。本判決の最高裁調査官による解説として、森英明「小田急訴訟大法廷判決の解説と全文」ジュリスト1310号41頁。また同誌の桑原勇進「原告適格に関する最高裁判例」ジュリスト1310号10頁も本判決を中心に判例動向を分析している。本判決の評釈として、山村恒年「小田急線連続立体交差事業認可取消大法廷判決」判例自治274号(平成17年索引解説)80頁、横山信二『行政判例百選Ⅱ(第5版)』(2006年)362頁、神橋一彦『平成17年度重要判例解説』(2006年)58頁、岩渕正紀「原告適格——小田急事件大法廷判決について」法律のひろば59巻5号(特集:改正行政事件訴訟法施行後1年の動向)(2006年5月)22頁。斎藤駿「小田急大法廷判決の意義——応答的法と環境法の創出」法時78巻3号(2006年3月)75頁、高梨文彦「判例解説 小田急線連続立体交差事業認可取消訴訟最高裁大法廷判決(平成17. 12. 7)」法令解説資料総覧291号(2006年4月)78頁、宇賀克也「小田急線連続立体交差事業認可取消請求最高裁大法廷判決」判例評論574号(判時1944号)172頁。なお、本訴訟の記録集として、小田急高架訴訟弁護団編『住民には法を創る権利がある 小田急高架訴訟大法廷の記録』日本評論社(2006年)があり、本判決における原告適格の論理構造を分析するものに、神橋一彦「取消訴訟における原告適格判断の枠組みについて——小田急訴訟上告審判決(最高裁平成17年12月7日大法廷判決)をめぐって——」立教法学71号(2006年)1頁以下がある。

主張制限や取消判決の効力の範囲等にも関わる問題を含んでおり、興味深いものであるが、それについては別の機会に検討したいと考える。

I. 事件の概要

(1) 経緯

本件は、1994（平成6）年5月19日に建設大臣（当時）が行った小田急線鉄道事業認可処分と付属街路事業認可処分の取消を、本件鉄道事業予定地周辺の居住者が請求した取消訴訟である。原告（上告人）のなかに本件鉄道事業予定地の不動産に権利を有する者はいなかったが、付属街路事業予定地に権利を有する者がいた。被告（被上告人）は、建設大臣の事務承継者である国土交通省関東地方整備局長であり、東京都知事が参加人であった。原審が引用する本件第1審の認定によれば、本件の主な経緯は次の通りである。

昭和39年 建設大臣が都市計画高速鉄道第9号線の都市計画を決定した。これは、小田急線喜多見駅から綾瀬駅までの鉄道計画であって、喜多見駅から代々木八幡駅までは小田急線を利用するものである。

昭和45年 東京都知事による9号線都市計画の変更がなされた（主たる変更箇所は代々木上原駅付近）。また計画書により、喜多見付近から代々木上原付近までの小田急線区間は、嵩上式（高架式）を基本とし、一部を地表式としていることが明らかになった。

昭和45年 小田急電鉄は、代々木上原・喜多見間を複々線とすることについて、5月20日に地方鉄道法（当時）に基づく運輸大臣（当時）の認可を受けた（昭和48年と昭和60年に工事方法書の変更認可がなされている）。

昭和60年 3月14日に東京都知事による9号線都市計画の一部変更がなさ

れた。この変更之际して開催された東京都都市計画地方審議会
で、高架式ではなく地下式にすべきであるとの意見書に対し、
高架式を採用する旨の東京都の説明がなされている。

- 平成3年 本件各事業が東京都環境影響評価条例の対象事業であることから、東京都と小田急電鉄が環境影響評価を行い、11月5日に環境影響評価書案を作成して東京都知事に提出した。
- 平成4年 東京都知事は1月13日に関係地域の範囲及び環境影響評価書案の概要を告示して縦覧に付し、これに対する意見書提出・公聴会の手続を経て、東京都及び小田急電鉄は12月18日に環境影響評価書を作成した。
- 平成5年 東京都知事が9号線都市計画の変更を決定し、2月1日に告示した。これは、地下式を改めて否定し、成城駅付近を掘割式とした他は高架式を主体とするものであった。同日、世田谷区長が本件付属街路都市計画の変更を告示した。
- 平成6年 5月19日に、建設大臣による本件鉄道事業認可(都市計画法(平成11年改正前)59条2項)及び本件付属街路第3、第4、第5、第6、第9及び第10号線にかかる本件付属街路事業認可がなされ、同年6月3日に本件鉄道事業認可及び付属街路事業認可が告示された。

(2) 第1審判決及び控訴審判決

- ① 第1審(東京地裁平成13年10月3日判決)は一部原告の原告適格を認めて本案審理を行い、平成5年の都市計画変更決定に裁量逸脱の違法があるとして、それを前提とする本件事業認定を取り消した⁽²⁾。

(2) 判時1764号3頁。本判決の評釈として、大浜啓吉・法学教室257号(2002年5月)52頁、大貫裕之・法学セミナー584号(2003年8月)16頁、齋藤驍・法律時報74巻3号111頁(2002年3月)、等。

原告適格については、付属街路事業予定地（5号・9号・10号）の土地に権利を有する者9名について原告適格を肯定し、かつこれらの原告は鉄道事業認可及びすべての付属街路事業についてその取消を求めることができるとした。他方、いずれの事業予定地の土地にも権利を有しない31名については、その原告適格を否定した。その理由は、都市計画法は事業予定地の土地に権利を有する者の権利を保護する目的を有しているが、周辺居住者の個別的利益を保護する趣旨を含むものではないとするものであった。

② 控訴審（東京高裁平成15年12月18日判決）は、鉄道事業認可の取消を求める原告適格は同事業予定地の土地に権利を有する者に限られるとして、いずれの原告の原告適格も否定し、第1審判決を取り消して訴えを却下した⁽³⁾。また付属街路事業については、各事業予定地に権利を有する者は当該事業に対する原告適格を有するとして、付属街路事業9号につき2名の、同10号につき3名の原告適格を認めたが、請求は棄却した⁽⁴⁾。他方、いずれの事業予定地にも権利を有しない原告35名については、いずれの請求についても原告適格を否定して控訴を棄却したが、その理由は第1審判決と同じである。（付属街路事業5号に関して、第1審で原告適格を認められた原告については、既に転居したとの理由でその原告適格を否定した。）

(3) 判例自治249号46頁、本判決の評釈として、間史恵・法律のひろば57巻6号（2004年6月）71頁。また、第1審判決及び控訴審判決を考察するものとして、阿部泰隆「小田急高架化事業認可取消訴訟」別冊ジュリスト171号『環境法判例百選』（2004年）86頁。

(4) 控訴審が、付属街路事業予定地の不動産に権利を有する者に当該事業予定地にかかる事業認可の取消を求める原告適格を認めた理由は、当該事業認可が原告の不動産上の権利の行使を制限する効果を有するからである。

II. 最高裁大法廷平成17年12月7日判決

本判決は、第一小法廷が原告からの上告受理申立てを受理後、原告適格に関する部分を大法廷に回付した事件に対する判決である（最高裁事務処理規則9条3項後段）⁽⁵⁾。

（本章において、ゴシック体は判決文をそのまま引用した箇所であり、明朝体は筆者が注記した部分である。）

一 法廷意見

判決は、事業認可については、当該事業に関する東京都環境影響評価条例による環境影響評価の関係地域内居住者の原告適格を肯定し、他方、付属街路事業については、各事業予定地に権利を有する者について当該事業認可に対する取消訴訟の原告適格を認め、各事業予定地に権利を有しない原告の原告適格を否定した。表示すると、次の通りである（○印が原告適格の認められた者）。

最高裁原告目録	土地所有権等	居住地	鉄道事業	街路9号	街路10号
目録1（32名）	事業予定地に無し	アセス関係地域内	○	×	×
目録2（2名）	付属街路9号に有	アセス関係地域内	○	○	×
目録3（3名）	付属街路10号に有	アセス関係地域内	○	×	○
目録4（3名）	事業予定地に無し	アセス関係地域外	×	×	×

1、鉄道事業認可に関する原告適格

(1) 原告適格の考え方

- ① 取消訴訟の原告適格に関する基本的な考え方を、従来の最高裁判決の

(5) 本件の本案判決は、最高裁（一小）平成18年11月2日判決（判時1953号3頁）。本判決は、平成5年都市計画決定に裁量権の逸脱・濫用は認められないとし、結論において上告を棄却した。

定式に沿って、次のように述べる。

行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条1項にいう当該処分取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

② 次に、処分の相手方以外の第三者の原告適格について、行政事件訴訟法改正で新たに追加された9条2項を援用して次のように述べる。

処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（同条2項参照）。

(2) 都市計画法59条の事業認可に関する規定の趣旨及び目的

① 最高裁は、都市計画法59条の事業認定処分の保護法益につき、次のように判示する。

ア 都市計画法は、同法の定めるところにより同法59条の規定による認可等を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業等を都市計画事業と規定し(4条15項)、その事業の内容が都市計画に適合することを認可の基準の一つとしている(61条1号)。

(判決は、都市計画に関する規定から、1条、2条、13条1項柱書き、同項5号、16条1項、17条1項・2項をあげる。このうち13条1項柱書きは、都市計画の公害防止計画適合性を定めるものである。)

イ (中略) 公害防止計画に関するこれら(公害対策基本法のこと)の規定は、相当範囲にわたる騒音、振動等により健康又は生活環境に係る著しい被害が発生するおそれのある地域について、その発生を防止するために総合的な施策を講ずることを趣旨及び目的とするものと解される。そして、都市計画法13条1項柱書きが、都市計画は公害防止計画に適合しなければならない旨を規定していることからすれば、都市計画の決定又は変更に当たっては、上記のような公害防止計画に関する公害対策基本法の規定の趣旨及び目的を踏まえて行われることが求められるものというべきである。

さらに、東京都においては、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、これらの結果について公表すること等の手続に関し必要な事項を定めることにより、事業の実施に際し公害の防止等に適正な配慮がされることを期し、都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として、本件条例が制定されている。(中略) これらの規定は、都市計画の決定又は変更に際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とするものといえることができる。

ウ (アの規定、イの公害対策基本法等の規定の趣旨・目的を参酌し、都市計画法66条も考慮すれば、) 都市計画事業の認可に関する同法の規定は、事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周辺地域に居住

する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、その趣旨及び目的とするものと解される。

② さらに、これらの利益が個々人の個別的利益であることを次のように述べる。

エ 都市計画法又はその関係法令に違反した違法な都市計画の決定又は変更を基礎として都市計画事業の認可がされた場合に、そのような事業に起因する騒音、振動等による被害を直接的に受けるのは、事業地の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度は、居住地が事業地に接近するにつれて増大するものと考えられる。また、このような事業に係る事業地の周辺地域に居住する住民が、当該地域に居住し続けることにより上記の被害を反復、継続して受けた場合、その被害は、これらの住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないものである。そして、都市計画事業の認可に関する同法の規定は、その趣旨及び目的にかんがみれば、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等によってこのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるところ、前記のような被害の内容、性質、程度等に照らせば、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといわざるを得ない。

オ （中略）同法（都市計画法）は、これらの規定を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るなどの公益の見地から都市計画施設の整備に関する事業を規制するとともに、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環

境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものといわなければならない。

最高裁平成8年(行ツ)第76号同11年11月25日第一小法廷判決・裁判集民事195号387頁は、以上と抵触する限度において、これを変更すべきである。

(3) 本件における原告適格者の範囲(判決では、4(2)のカの部分)

① 環境影響評価条例に基づく関係地域内居住者につき、原告適格を肯定した(カ前段)。

(目録1ないし3の上告人の)住所地と本件鉄道事業の事業地との距離関係などに加えて、本件条例2条5号の規定する関係地域が、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域として被上告参加人が定めるものであることを考慮すれば、上記の上告人らについては、本件鉄道事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められるから、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格を有するものと解するのが相当である。

② 上記関係地域以外の居住者につき、原告適格を否定した(カ後段)。

目録4記載の上告人らは、本件鉄道事業に係る関係地域外に居住するものであり、前記事実関係等によっても、本件鉄道事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあるとはいえず、他に、上記の上告人らが原告適格を有すると解すべき根拠は記録上も見当たらないから、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格を有すると解することはできない。

2、付属街路事業に対する原告適格

本判決は、付属街路事業予定地の不動産に権利を有する原告が、その所有に係る街路事業につき、その取消を求める原告適格を有し、権利を有しない付属街路事業については原告適格を有しないとした原審を支持した。付属街路事業については、別に検討したいと考えているので、本稿では判旨の紹介は割愛する。

二、少数意見

本判決には、鉄道事業認可に関する部分につき2裁判官が補足意見を付し、付属街路事業認可に関する部分については、2裁判官がそれぞれ補足意見を、4裁判官が共通の反対意見（その趣旨は、いずれかの付属街路事業予定地の不動産に権利を有する者は、いずれの付属街路事業に対してもその取消を求める原告適格を有するとするものである）を付している。

上記のように、本稿は鉄道事業に対する原告適格を論じるものであるもので、それに係る補足意見の概要を紹介するととどめたい。

① 藤田裁判官の補足意見（一部）

本件のような都市計画施設についての事業認可のケースでは、仮に周辺住民に原告適格が認められるとするならば、……違法な事業認可がなされることによって、行政庁がこのような「リスクからの保護義務」に違反し、法律上周辺住民に与えられている「リスクから保護される利益」が侵害されると認められるがゆえにこそ、住民に原告適格が認められるのである。

ところで、周辺住民が有する「法律上の利益」がこのような内容のものであるとすれば、その前提となる行政庁の法的義務（リスクから保護する義務）が、事業認可処分の根拠規定によって課せられたものに限られるという理論的必然性は無いことになるはずであって、処分を行う行政庁に対しては、根拠規定の他にも手続規定・目的規定等様々の枠規定が、更にはまた、行政庁の権限行使に制約を課する現行

法令一般が、このような法的義務を課している可能性があり得る。…
…一般論として、同法9条の解釈上、そこにある法律上の利益とはすなわち根拠規定によって保護された利益であるとの出発点に固執することが、果たして適切あるいは必要であるかについては、なお疑問があり、この問題に関する限り、ここでは留保をしておくこととしたい。

- ② 町田裁判官は、藤田意見に同調し、さらに次のような付言を行っている。

従前、行政処分の取消訴訟における原告適格の要件としての「法律上の利益」とは、当該処分の根拠規定において保護された利益と解され、当該処分の結果必然的に権利、利益を侵害されても、それが根拠法規によって保護すべきものとされていない場合には原告適格がないものとされている。しかし、根拠法規がいかなる権利、利益を保護しているのかは一義的に明白でない場合が少なくなく（中略）、その解明に時間と手間を要するため訴訟遅延の一因となり、また権利、利益の侵害があっても救済されない場合があることを認めることにより取消訴訟の役割を狭めるとの批判が寄せられることとなる可能性もある。原告適格の要件としては当該処分により必然的に権利、利益を侵害されることだけで足りることとし、侵害される権利、利益が実体法上認められず、根拠法規が特に保護しているような場合にのみ根拠法規の保護の性質を検討するということも考えてみる価値はありそうである。

Ⅲ. 検討

1、本判決の意義

本判決は、行訴法改正（9条2項の新設）後最初の、第三者による取消

訴訟の原告適格に関する最高裁判決であり、何よりも環六訴訟最高裁平成11年11月25日判決⁽⁶⁾を変更して、都市計画事業認可に対する取消訴訟における事業予定地外の居住者の原告適格を肯定したことに最大の意義がある。また、処分根拠法規の趣旨目的を判断するにあたり関係法令に東京都環境影響評価条例を含めたことに、及び同条例に基づき本件鉄道事業計画について行われた環境影響評価において関係地域とされた地域に居住する者に、その原告適格を肯定したところに重要な特徴がある。

2、法廷意見について

(1) 本判決の論理

本判決は、取消訴訟の第三者の原告適格につき、当該処分の根拠となる行政法規が個々人の個別の権利を保護する趣旨目的にある場合は、そのような利益も行訴法9条の法律上の利益に該当し、当該利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者は当該行政処分の取消を求める原告適格を有するとするものであって、いわゆる法律上保護された利益説を維持している⁽⁷⁾。

また、上記法律上の利益の有無の判断に当たって、本判決は、処分根拠法規の文言だけでなく、当該法令全体の趣旨及び目的を考慮し、その際に目的を共通にする関係法令がある場合にはその趣旨及び目的を参酌すべきこと、並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮

(6) 判例時報1698号66頁、判タ1018号177頁。本判決の評釈として、梶哲教『最近の重要環境判例』環境法研究26号39頁（2001年）、山下竜一『平成12年度主要民事判例解説』判タ臨時増刊1065号354頁（2001年）、前田雅子・判例評論500号（判時1718号）189頁（2000年）、村田哲夫・判例地方自治203号99頁（2000年）。特に、前田雅子評釈は本判決を先取りするような指摘を行っている。

(7)、この点は、桑原・前掲注（1）に詳しい。

し、その際には当該処分によって害される利益の内容及び性質並びに侵害の態様及び程度をも勘案すべきことという、最高裁判例で形成され行政事件訴訟法9条2項に明文化された解釈基準をあらためて明示して判断している。

そのうえで、本判決は、①都市計画に関する都市計画法の諸規定・公害対策基本法・東京都環境影響評価条例の規定を考慮及び参酌して、都市計画事業認可にかかる規定(都市計画法59条)が事業地周辺居住者を騒音・振動等による健康及び生活環境の被害から防止することをも趣旨及び目的とすると述べ、②ついで、騒音・振動等の被害の性質から、それは一般的公益に吸収できないものであり、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当であるとし、③東京都環境影響評価条例の関係地域に居住する者は、この②の住民に該当し、鉄道事業認可の取消を求める原告適格を有するとしたものである。

(2) 都市計画の基準に関する都市計画法の諸規定及び関係法令について

上述のように、本判決は、まず、都市計画に関する都市計画法の諸規定・公害対策基本法・東京都環境影響評価条例の規定を考慮及び参酌して、都市計画事業認可にかかる規定(都市計画法59条)の趣旨及び目的を解釈する。

① 本判決は、都市計画事業の認可基準の一つとして、当該都市計画事業が都市計画に適合することと規定されていることを指摘し(61条1号)、次いで都市計画に関する都市計画法の規定として、1条、2条、13条1項柱書き、同項5号、16条1項、17条1項及び同2項をあげている。

ここで最高裁が指摘した規定は、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的」とする都市計画法の目的規定(1条)、「健康で文化的な都市生活を確

保すべきこと」を都市計画の基本理念のひとつとする規定（2条）、都市計画の公害防止計画への適合を命じる規定（13条1項柱書き）、都市施設が良好な都市環境を保持するように定めるとする規定（同項5号）であり、同時に、都市計画案作成における公聴会の開催等住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする規定（16条1項）、及び都市計画案に対する住民の意見書の規定（17条1項、同2項）という手続規定である。

処分根拠法規の趣旨目的を解釈するにあたり、処分根拠法条だけでなく、当該処分を定めた法律全体の趣旨を勘案すべきものとしていることは、伊達火力事件最高裁昭和60年12月17日判決⁽⁸⁾以来示されているところであり、これは改正行訴法9条2項にも明記されたところである。伊達火力事件最高裁判決は「処分の法律上の影響を受ける権利利益は、処分がその本来的効果として制限を加える権利利益に限られるものではなく、行政法規が個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている権利利益もこれに当たり、右の制約に違反して処分が行われ行政法規による権利利益の保護を無視されたとする者も、当該処分の取消しを訴求することができる」と解すべきである。」と述べた上で、「右にいう行政法規による行政権の行使の制約とは、明文の規定による制約に限られるものではなく、直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により当然に導かれる制約を含むものである。」としている⁽⁹⁾。しかし、本件の場合には、都市計画事業の認可基準に都市計画への適合性が明記されており、違法な都市計画の決定または変更を基礎として

(8) 判時1179号56頁

(9) 但し、伊達火力事件最高裁判決は、具体的な判断においてこの論理を用いて原告適格の有無を判断しているとは言い難い。しかし、新潟空港事件最高裁平成元年2月17日判決（後述）では、定期航空運送事業免許につき、航空法1条の趣旨を踏まえて、騒音障害の有無及び程度も考慮事項たるとしている。その他、総合設計に関する最高裁平成14年1月22日判決（判時1781号82頁）及び最高裁平成14年3月28日判決（判時1781号90頁）も参照。

なされた都市計画事業に起因する騒音・振動等による被害は、事業地周辺居住者の健康及び生活環境に著しい被害に至りかねないとしているので(エ)、都市計画にかかるこれらの諸規定が事業認可処分を制約するものであることは、法文に明文の手がかりがあるケースであった。

② 本判決では、公害防止計画に関する公害対策基本法の規定が都市計画法の生活環境保全目的性の導出に決定的な役割を果たしている。本件で、原告が主張する不利益は騒音及び振動による健康被害及び生活環境への被害であるが、それらが本件事業認可処分において具体的に保護される利益であることを都市計画法の規定から直ちに導き出すことは文理上は困難であり、本判決も公害対策基本法の規定を手がかりとして導出していると思われる⁽¹⁰⁾。

本判決は、公害対策基本法を関係法令として(本判決4(2)ウ)、同法の趣旨及び目的を参酌している。いうまでもなく、目的を共通にする関係法令の趣旨目的の参酌が必要なことは新潟空港事件最高裁平成元年2月17日判決⁽¹¹⁾で示されているところであり、改正法9条2項にも明文で取り入れられたところであるが、新潟空港事件では、航空法1条の解釈によって、航空機の運行による障害の防止をまずその目的に読み込み、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下、「航空機騒音防止法」という)を目的を共通する関係法令として、同法による騒音防止の措置を定期航空運送事業免許において考慮しなければならない

(10) ところで、公害防止計画はすべての地域で策定されているわけではないので、公害防止計画の策定されていない地域がこの判決の射程に収まるのかという問題が残る。現在(2006年10月13日)の公害防止計画は25都府県31地域であり、例えば新潟県内では新潟市のみである。環境省のwebサイト(<http://www.env.go.jp/policy/kihon-keikaku/kobo/index.html>)参照。

(11) 民集43巻2号56頁、判時1306号5頁。本判決の評釈は数多いが、特に、阿部泰隆・判タ696号49頁(1989年7月1日)、岩淵正紀・法曹時報42巻4号918頁(1990年4月)、山本隆司・法学協会雑誌107巻6号161頁(1990年6月)をあげておく。

という論理過程を通った。それに対し、本判決は、公害対策基本法を参酌することで、都市計画事業認可に関する規定の目的を解釈しており、論理展開の順序としては新潟空港事件の航空機騒音防止法とやや異なった位置に置かれている。これについては、後で改めてとりあげる。

③ 本判決は、東京都環境影響評価条例を関係法令の一つとして、事業認可根拠法規の趣旨目的を導出するために、本条例を援用している。

たしかに、都市計画法とは全く独立に制定された自治体の環境影響評価条例が関係法令となることについては異論の余地があろう。また、本判決も、この点に関する理由を詳しく述べているものではない。そして、環境影響評価条例も本件事業認可の趣旨及び目的を導出するために参酌されており、同判決において目的を共通とするということが先に論じられているわけでもない。そのため、東京都環境影響評価条例が突然取り上げられているという印象も否めない⁽¹²⁾。

しかし、翻って考えてみると、環境に重大な影響を与える都市計画の決定または変更にあたり、環境影響評価が行われていれば、その結果を考慮

(12) 東京都環境影響評価条例と都市計画法との関係については、桑原・前掲注

(1) 15頁、宇賀・前掲注(1) 175頁参照。桑原は、新潟空港事件における「航空機騒音防止法3条の場合には運輸大臣が定期航空運送事業免許に当たってその趣旨を考慮すべきことが法的に必要である……のに対し、……同条例（東京都環境影響評価条例のこと―筆者注）の場合にはそのような必要はない（そうでなければ書きかえ条例として都市計画法との矛盾・抵触の問題が発生する）という決定的な違いがある」としたうえで、本判決における「関連法令」は新潟空港事件における「関連法規」より格段に広い概念として捉えられているとしている。また、宇賀は、「東京都環境影響評価条例が都市計画決定権限を有する者に評価書の内容に十分配慮するよう要請しなければならないと定めていることは、都市計画法が都市計画決定に当たって環境影響に配慮すべきという前提に立っていることの傍証といえる。本件大法廷判決は、このように処分要件に直接関わる法令でなく、処分の根拠法規の趣旨を前記のように間接的に推認させるにとどまる法令も、「当該法令と目的を共通にする関係法令」として広く検討すべきという立場をとったものと思われる」と述べている。

することは、むしろ当然のことである。逆に環境影響評価をしないで都市計画の変更を行った場合や、その結果を適切に考慮しないで都市計画を決定する方が違法との評価を受けるであろう。本件では、平成5年の都市計画決定前に東京都環境影響評価条例による環境影響評価がなされており、その結果を踏まえて平成5年の計画変更決定（実質的には高架式を維持した）がなされている。そして、本件第1審判決は、上記環境影響評価の結果予想される騒音障害に有効な対策を講じないまま行われた平成5年都市計画決定を違法としているのである⁽¹³⁾。なお、同判決は、環境影響評価結果を（都市計画決定時の）都市計画法13条1項5項（現行法では同項11号）「都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。」の考慮要素と位置づけている。

本判決は、東京都環境影響評価条例が関係法令となるとした理由につき、「これら（東京都環境影響評価条例のこと一筆者注）の規定は、都市計画の決定又は変更に際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とするものといえることができる。」と述べている。すなわち、本判決は、都市計画の決定または変更にあつては、東京都知事が環境影響評価条例に基づく環境影響評価の結果を踏まえて行うことが都市計画法上も求められるものと考えていたと思われる。

この点に関して、本事件の本案判決である最高裁（一小）平成18年11月2日判決は、東京都環境影響評価条例の規定を参照しつつ、「本件鉄道事業認可の前提となる都市計画に係る平成5年決定を行うに当たっては、本件区間の連続立体交差化事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境に係る著しい被害が発生すること

(13) 判時1764号3頁（特に49頁以下）。

のないよう、被害の防止を図り、東京都において定められていた公害防止計画である東京地域公害防止計画に適合させるとともに、本件評価書の内容について十分配慮し、環境の保全について適正な配慮をすることが要請されると解される。」としており、それを計画決定における要考慮事項とまでしている⁽¹⁴⁾。

そして、環境影響評価条例に基づいてなされる環境影響評価の結果を都市計画決定の際に考慮しなければならない以上（またそれが法律と条例との関係で違法といえない限り）、かかる条例も、処分において行政権の行使に制約を課す規範として、関係法令になると考えたと思われるのである。

ここでも、法の趣旨目的が先に決まって処分の際に考慮すべき事項を演繹的に見定めるといふ論法ではなく（このような論法で処分の際の考慮事

(14) 判時1953号8頁。また同様に鉄道事業法に基づく工事施工認可につき、認可権者である国土交通大臣は、「大阪市環境影響評価条例による環境影響評価の結果を考慮しなければならず、同環境影響評価の判断の過程に看過しがたい過誤等があり、行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、行政庁の判断は不合理であり、裁量権の逸脱があるものとして違法と解すべきである。」とするものに、大阪地裁平成18年3月30日判決（裁判所webサイトより閲覧・ダウンロードした。<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20060406134846.pdf>）がある（同判決文73頁）。本文で述べたように、自治体が制定した環境影響評価条例の対象事業に関する許認可にあって、許認可権者が同条例による評価結果を考慮しなければならないとする結論に異存はないが、その論拠を筆者はまだ十分には作り得ていない。この点は、今後の検討課題としたいが、処分根拠法規に環境配慮要件を読むことができるならば、裁量論の要考慮事項で説明できなくもない。また（これは、新潟大学法科大学院における演習で学生が指摘していたことであるが、）今日では、環境影響評価条例は環境影響評価法61条にその制定権が明記してあるので、同条例を環境影響評価法体系に位置づけ、同条例に基づく評価を法令に基づく処分において考慮することはなんら違法ではないと論ずることも可能であろう。もちろん、憲法・環境基本法に依拠しつつ一般的な環境配慮義務を措定することも不可能ではなからう。

項を決定しなければならない場合があることを否定するものではない)、処分の際に考慮すべき事項を関係法令から見いだして、それを通じて法の趣旨目的(いかなる利益を保護しようとしているのか、それは個々人の個別的利益といえるのか)を帰納的に見定めていこうとする論法が見られる。

本件では都市計画決定と環境影響評価条例の関係が問題となっているのであるが、法律に基づく処分が環境に重大な影響を及ぼす場合は、自治体の環境影響評価条例の結果を考慮すべきであることを認めた事例としても、本判決は重要な意味をもつのではないかと考える。見方によっては、法律とは独自に制定された条例であっても、それが目的を共通にする関係法令となる可能性を認めたものといえる⁽¹⁵⁾。

なお、今日であれば、環境影響評価法の対象事業であれば、横断条項により、環境影響評価結果が計画の決定または変更の際に考慮されることとなる。すなわち、環境影響評価対象事業にかかる処分の規定は、環境影響評価法を目的を共通にする関係法令とすることで、環境の保全等をその目的の一つとすると読むことも可能である。その環境利益が個々人の個別的利益たりうるのか、それとも一般的公益に吸収されるのかは、次に述べるように、個別具体的に影響をうける環境被害の内容・性質・程度によって判断することとなり、当該障害が原告の健康及び生活環境に著しい被害を

(15) 本件における環境影響評価条例は新たな処分要件を加えるものではなく、処分の法律上の要件審査において、環境影響評価結果が考慮されるべきであるという形で、本事業認可手続に登場している。その限りでは、環境影響評価法の横断条項の機能とも異なる。この点について、宇賀・前掲注(1)参照。なお、現在の都市計画運用指針は、都市施設につき、環境影響評価手続が重要であることを示している。都市計画運用指針は国土交通省のwebページより閲覧・ダウンロードできる(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/nyou-shishin/index.htm>)。都市施設に関する都市計画の際の環境影響評価については、「IV-2-2 都市施設」の「5 都市施設を都市計画決定する際の配慮事項」を参照。

もたらずのものであれば、それは個別的利益性を有することとなる。さらに本判決及び本事件本案判決の趣旨からは、環境影響評価条例の対象事業であっても、周辺住民の原告適格を認めることが可能であろうし、土地収用法の事業認定にあっても、法律または条例による環境影響評価が行われている事業であって、同評価結果を事業認定の際に考慮すべきものと解される場合には、同様の結論を導くことも不可能ではない⁽¹⁶⁾。

④ 本判決は、都市計画事業認可の趣旨及び目的が、「事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、その趣旨及び目的とするもの」であるとしたが、その判旨は、都市計画事業認可の前提となる都市計画決定そのものがかかる趣旨及び目的を有するものである。都市計画決定自体が個々人の個別的利益の保護をも目的とする場合があるとする判決の論理は重要であろう。また、本判決が、都市計画決定のこのような性質を導出するにあたり、実体規定だけでなく手続規定をも援用していることは、かかる手続規定が都市居住者の権利保護を目的とする手続としての趣旨を含むことを認めたものであり、本判決は都市計画決定における住民の実体的・手続的権利という面から見ても重要な意味を持つものであろう⁽¹⁷⁾。

(3) 個別的利益性と原告適格者の範囲

① 本判決は、都市計画に関する都市計画法の規定並びに公害対策基本法

(16) 環境影響評価法と原告適格については、行政訴訟検討会で検討されたほか（第26回）行訴法改正後の行政事件担当裁判官協議会（平成16年10月）でも検討課題となっている。最高裁判所事務総局行政局監修『改正行政事件訴訟法執務資料』法曹会（2005年）17頁参照。

(17) この点につき、斎藤驍・前掲注（1）77頁は、本判決が「都市計画法自身を環境法の代表的なものとして位置付け」とし、「まさにこの判決は国民の宿願であった本来の環境法を創り出したのである」と述べている。

及び東京都環境影響評価条例の規定を参酌することによって、都市計画事業認可に関する規定の保護目的の一つに、本件原告が主張する騒音・振動等による健康被害と生活環境被害の防止も含まれると述べ、ついでそれが一般的公益に吸収解消できず、個々人の個別的な利益であると論じている。その理由として、騒音・振動等による被害の特質（被害が一定の地域の居住者に限定されること、距離相関性があること）、被害の程度（著しい健康及び生活環境被害が生じる可能性）をあげている。つまり、処分根拠法規の保護利益を確定し、次いでその利益がその性質上個々人の個別的利益といえるのかどうかを判断する論法である。換言すれば、法の保護法益の性質から、個人法益保護目的性を有するかどうかを判断するものであり、このような論じ方は、改正行訴法9条2項の規定に沿ったものといえる。

② 本判決は、東京都環境影響評価条例の定める本件鉄道事業にかかる環境影響評価の関係地域に居住する原告に鉄道事業認可の取消を求める原告適格を肯定し、関係地域外に居住する者について原告適格を否定したが、判旨から明らかなように、本判決は関係地域内に居住していることを必要条件としたものではない（十分条件といえるだろうが）。原告適格は、鉄道事業が実施されることにより騒音、振動等による健康または生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれの有無が基準となっている⁽¹⁸⁾。

3、本判決における目的を共通にする関係法令の意味

(1) 新潟空港事件最高裁平成元年2月17日判決

原告適格の判断にあたり、処分根拠法規及び当該処分を定める法律全体の趣旨からだけでなく、目的を共通にする関係法令の趣旨及び目的を考慮することが必要であるとしたのは新潟空港事件最高裁判決であったが（同

(18) 森英明最高裁調査官解説・前掲注（1）47頁参照。

判決では「関係法令」ではなく「関連法規」という表現をしているが、本稿は小田急判決に合わせて「関係法令」と表現する。)、本件は新潟空港事件最高裁判決に続いて最高裁が関係法令を原告適格の有無の判断に採用した事例である。他方、上述したように東京都環境影響評価条例がいかなる意味で関係法令となるのかについて、最高裁の判決にはやや説明不足の印象を捨てきれない。そこで新潟空港事件最高裁判決と本判決を比較してみたい。

新潟空港事件最高裁判決は、航空機騒音被害者の原告適格につき次のように判示している⁽¹⁹⁾。(なお、以下の判旨は筆者が判決文を要約したものであり、判決文をそのまま引用したものではない。丸数字も筆者が付したものである。)

- ① 航空法は航空機の航行に起因する障害の防止を図ることをその直接の目的の一つとしている（法1条）。この目的規定の追加された経緯から、航空機の航行に起因する障害に航空機の騒音による障害が含まれることは明らかである。
- ② 定期航空運送事業を営もうとする者が運輸大臣の免許を受けるときには、免許基準の一つとして、事業計画が経営上及び航空保安上適切なものであることについて審査を受けなければならないのであるが申請に係る事業計画についての審査は、その内容が法1条に定める目的に沿うかどうかという観点から行われるべきことは当然である。
- ③ 運輸大臣は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音による障害の防止等を目的とする航空機騒音防止法3条に基づき、公共用飛行場周辺における航空機の騒音による障害の防止・軽減のために必要があるときは、航空機の航行方法の指定をする権限を有しているのであるが、同一の行政機関である運輸大臣が行う定期航空運送事業免許の審査は、関連法規である同法の航空機の騒音による障害の防止の趣旨を

(19) 前掲注(11)参照。

も踏まえて行われることが求められるといわなければならない。

- ④ 以上のような航空機騒音障害の防止の観点からの定期航空運送事業に対する規制に関する法体系をみると、法は、あらかじめ定期航空運送事業免許の審査の段階において、当該路線の使用飛行場、使用航空機の型式、運航回数及び発着日時など申請に係る事業計画の内容が、航空機の騒音による障害の防止の観点からも適切なものであるか否かを審査すべきものとしているといわなければならない。したがって、申請に係る事業計画に従って航空機が航行すれば、使用飛行場の周辺に居住する者に騒音障害をもたらすことになるにもかかわらず、当該事業計画が適切なものであるとして定期航空運送事業免許が付与されたときに、免許権者に委ねられた裁量の逸脱があると判断される場合がありうるのであつて、そのような場合には、当該免許は違法となる。
- ⑤ 航空機の騒音による障害の被害者は、飛行場周辺の一定の地域的範囲の住民に限定され、その障害の程度は居住地域が離着陸経路に接近するにつれて増大するものであり、他面、飛行場周辺に居住する者は、ある程度の航空機騒音については、不可避のものとしてこれを甘受すべきであるといわざるをえず、その騒音による障害が著しい程度に至ったときに初めて、その防止・軽減を求めるための法的手段に訴えることを許容しうるような利益侵害が生じたものとせざるをえないのである。
- ⑥ このような航空機の騒音による障害の性質等を踏まえて、前述した航空機騒音障害の防止の観点からの定期航空運送事業に対する規制に関する法体系をみると、法が、定期航空運送事業免許の審査において、航空機の騒音による障害の防止の観点から、使用飛行場周辺における当該事業計画に基づく航空機の航行による騒音障害の有無及び程度を考慮に入れたうえで判断すべきものとしているのは、単に飛行場周辺の環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、飛行場周辺に居住する者が航空機の騒音によつて著しい障害を受けな

いという利益をこれら個々人の個別的利益としても保護すべきとする趣旨を含むものと解することができるのである。

このように新潟空港事件最高裁判決は、航空法に空港周辺居住者の騒音障害の防止という目的があることを、同法1条の解釈によりまず認めているのであり、それを導き出すために航空機騒音防止法を援用しているわけではない。しかし、航空法について騒音障害防止の目的を読み込むことにより、航空機騒音防止法が目的を共通とする法として登場することは多言を要しないところであろう。

もっとも、関係法令性に関しては、最高裁判決は目的を共通にすることから直ちに関係法令性を肯定しているのではなく、本最高裁判決は、上記免許の要件審査において、航空機騒音防止法の審査基準を取り入れてよいことを詳細に説明して、その関係法令性を認めているのである。すなわち、処分要件認定の際に審査基準として用いられるべき他の法律を関連法令としているのである。

航空法1条が騒音障害防止を目的とすると述べたのであれば、騒音障害の性質からして個別的利益保護目的性を肯定することも可能であったと思われるが、ここで航空機騒音防止法を関係法令として援用したのは、具体的な原告適格者の範囲を確定し、同時に騒音障害が違法となる程度の判断基準を示す上で必要だったからであろう⁽²⁰⁾。

(2) 本件最高裁判決

それに対し、本判決は、都市計画法の諸規定に加え、公害対策基本法及び東京都環境影響評価条例を参酌して、環境保全、特に騒音・振動障害の防止が都市計画事業認可制度の保護法益であるとしている。判決文を読む

(20) この点について、岩淵正紀最高裁調査官解説・前掲注(11)930頁以下参照。

限り目的の共通性が登場するのはこの段階である。目的の共通性が最初に論じられて公害対策基本法や環境影響評価条例が採用されるのではなく、処分において考慮されるべき要件を定めた法令であることで関係法令性が認められ、そこから騒音振動障害防止という法の目的の共通性を導き出しているのである。

すなわち、最高裁判例は、法律全体の趣旨を含めて、処分根拠法規の保護利益を見定め、そこから(必要によっては明文で定められていない考慮事項を解釈によって探求しつつ、)第三者の原告適格の有無を判断する方法だけでなく、処分の際に考慮されるべき事項を関連法令をも含めて見定め、その考慮事項を手がかりとして処分根拠法規の保護利益を確定し、さらにその利益の性質から第三者の原告適格の有無を判断していく方法が存在していることを示している。

付言すれば、現実には、当該処分によって影響をうける法的利益が処分の際に考慮されなければならないものであるかどうか、社会状況の変化によって変わりうるものであり、不断に見直されなければならない。このような見直しの可能性を認めなければ、常に変化する社会状況に行政処分及び行政訴訟が的確に対応できないことが起こりえよう。このように、処分によって影響される利益の社会現実を踏まえて、それを処分の際に考慮されるべき利益と考え、さらに処分根拠法規の保護利益を見定めようとする論法は、今回の行訴法改正に関して議論されている、いわゆる逆プロセス論につながる論法である⁽²¹⁾。本判決がこの論法を明確に採用しているとは断言できないが、上記のように、処分の際に考慮されるべき利益から法の趣旨目的を導き出していることや、法律上明記された規定はないにも拘わらず東京都環境影響評価条例による環境影響評価結果を処分の際に考慮す

(21) 逆プロセス論については、橋本博之『要説 行政訴訟』弘文堂(2006年)50頁。その他、大貫裕之「原告適格論 はたして原告適格は拡大されるか」法時77巻3号50頁、稲葉馨「取消訴訟の原告適格」園部逸夫・芝池義一編『改正行政事件訴訟法の理論と実務』ぎょうせい(2006年)53頁等。

べきものとしたことは、逆プロセス論の論法にかなり接近した論法であるように思われる。

4、藤田補足意見について

① 藤田意見は、原告適格を行政の「リスクからの保護義務」から導出しようとするものであるが、「(如何様にしてか)」と書いているように、この行政の「リスクからの保護義務」は必ずしも処分根拠法規だけから導かれるものではない。本件では、「リスクからの保護義務」が認められる理由を都市計画法を手がかりに述べているので、処分根拠法規から導出されることも否定していない。と同時に、その直後に、憲法から導かれる可能性も論じているので、処分根拠法規だけから導かれるものでもない。後者は、原告適格を処分根拠法規の保護目的から切り離す論理的可能性を論じている。この論理だては、明らかに法律上保護された利益説とは異なるもので、原告適格を処分根拠法規の保護目的と切り離して基礎づける可能性を示すものであって、その点では法的保護に値する利益説との共通性がある。

藤田裁判官は、別論文で「行政庁による保護を受ける権利」（リスクからの回避義務）について、一般的には「法律による定めがあって初めて認められる種類のものであると言わなければならない」としつつ、「問題となるのは……「リスクを回避する義務」が、処分の根拠規範によることなく認められることは……あり得ないか、また、仮にあり得るとしたならば、それは、どのような場合においてであるか」と述べている。そして、判例の状況を踏まえて「生命・身体・財産に重大な被害をもたらすおそれ」がある場合には、行政庁は当然にこれを回避しなければならない義務を負うと判断することは可能であろうとする。さらに、この場合に、第三者の不利益回避のための要件規定がないことは、「第三者の原告適格を否定する理由となるのではなく、むしろ、当該処分の違法を意味することになる」

としている⁽²²⁾。

藤田裁判官の意見は、第三者の生命・身体・財産に重大な被害をもたらす場合、リスクからの回避義務を処分根拠法規から独立しても肯定する余地を認め、それを第三者の原告適格の根拠としようとするものである。また、藤田裁判官は第三者の不利益回避のための要件規定がない場合は、むしろ処分の違法を意味することとなると論じている。

藤田意見は、処分根拠法規に規定がない場合でも原告適格を肯定する論拠を与えるとともに、またそれが処分の違法理由と結合するものであるので魅力的であり、そのドグマティックには学ぶところが大きい。が、「リスクからの保護義務」という概念を設定しなければならないかどうかは、もう少し検討したい。

筆者は、原告適格の判断にあたり、処分根拠法規の保護目的から切り離して、原告の受ける不利益が我が国の法秩序上法的保護に値するものであれば、取消訴訟の原告適格を認めるべきではないかと考えてる。すなわち「法的保護に値する利益説」の理論枠組みを支持すべきものと考えている。たしかに、この説では、原告が違法に侵害されたと主張する利益が処分根拠法規の保護しようとする利益でない場合、原告適格を認めたとしても当該不利益を考慮しないことが処分の違法事由に結びつかないことがある⁽²³⁾。この点は、法的保護に値する利益説の最大の問題点であったと考えるが、しかし、筆者は、当該処分またはその行使によって生じる不利益が当該処分を行う際に何ら考慮すべき必要のないものなのかどうかは、実体的な処分要件にかかわるものとして、本案審理によって解明されるべきも

(22) 藤田宙靖「許可処分と第三者の「法律上保護された利益」」同著『行政法の基礎理論 上巻』有斐閣(2005年)285頁(特に299-301頁)。

(23) この点について、山本・前掲新潟空港事件最高裁判決評釈注(11)166頁、岡村周一「取消訴訟の原告適格」杉村敏正編『行政救済法1』有斐閣(1990年)105頁(特に122頁)。

のであると考えている⁽²⁴⁾。もし、ここで当該不利益の考慮を当該処分根拠法規が行政庁に命じているものではないとすれば、原告が当該不利益の不考慮しか主張していない限り、原告の請求は棄却されざるをえないこととなろう。筆者はこのように考えるものであるが、しかし、逆プロセス論を取り入れた法律上保護された利益説も、従来の法律上保護された利益説の限界を克服するものとして、積極的に評価すべきものであると考える。なお、筆者の考えるような法的保護に値する利益説と逆プロセス論を取り入れた法律上保護された利益説との違いは、違法事由の主張制限や判決の既判力にも影響を及ぼすので、この点はさらに検討したいと考える。

(24) 拙稿「国有財産使用許可処分に対する住民の原告適格」兼子仁・磯部力編『手続法的行政法学の理論』勁草書房（1995年）367頁（特に391頁）。